

いじめの早期発見・早期対応

いじめ…どの子にも、どの学校でも起こり得る

しない、させない、見逃さない！

いじめに係る情報収集・実態の把握

- 1 教師が豊かな感性で日頃から児童生徒理解、観察に努める。
- 2 児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

<いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- 1 生活実態調査（いじめアンケート調査等）
- 2 個人面談・保護者面談・HPでの情報提供
- 3 日常的な観察
- 4 生活点検表（生活日記）
- 5 心理テスト 等

迅速かつ
組織的に
対応

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校が増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返り起こったり、正解に対して、冷やかしたりどよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻らうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うとき特定の子ども名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかると表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にいいいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聞かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

いじめられている子の立場に立ち、徹底して守り通す

いじめの判断について

本人や保護者からのいじめの訴え、いじめの目撃、いじめの目撃情報 等

いじめの認定は「校内いじめ対策委員会」が行う

詳細な調査の実施（関係児童生徒からの聞き取り、アンケート調査 等）

<いじめの判断>
「いじめである」ことの説明、あるいは、「いじめとは言えない」ことの説明

教職員間の共通理解・情報連携 （普段からの同僚性・協働性が重要）

- 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- 職員朝会等において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 生徒指導委員会（部会）でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- 部活動顧問から情報の提供を受ける。

いじめに係る情報収集及び実態把握

地域からの情報

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼつんとしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらう。